

一緒に考えて

いきましょう！



合理的配慮等の実施に際しては、様々な準備や環境調整等が必要となります。

状況によっては、個別の対応や他の学生への対応等に悩まされることもあるかと思いますが、適切な対応について一緒に考えていきましょう。

(例)

- 障がいによって授業での実習や実技等ができない時に、代わりにどんな学修をさせたらよいか？
- 他の学生との協動作業やグループでの調べ学習・発表等の際には、どのように関わらせていくべきか？
- 教育実習や現場実習等、対外的に合理的配慮等をお願いするにはどうしたらよいか？
- 治療や療養、また体調不良等での欠席や遅刻・早退の取り扱いはどうすればよいか？



個別の合理的配慮等については、法令に基づいて行われるものです。

教職員の違いや授業の違いによって実施されなかったり、充分な対応がなされていなかつたりした場合には、本人からの不服申し立てや提訴等も考えられます。

また、教職員が、障がい者に対して不当な差別的取り扱いをしたり、合理的配慮等を提供しなかつたりした場合、学校法人渡辺学園就業規則違反となることもあります。

対応に苦慮されたり、困ったりすることがありますから、早めに相談窓口までご連絡ください。

障がい学生等支援委員会
東京家政大学・東京家政大学短期大学部
学生支援センター学生支援課
令和2年10月1日作成、令和5年5月17日改訂

障がいのある学生への支援

教職員の手引き



東京家政大学
東京家政大学短期大学

障害者差別解消法の施行に伴い、本学では建学の精神である女性の「自主自律」を支援することを目的として、障がいのある学生等の支援の充実に努めています。

各教職員の皆様方におかれましては、このパンフレットを参考に、様々な障がいにより学修や大学生活で困難がある学生への具体的な支援や配慮を考えいただけますよう、お願ひいたします。

Q1 合理的配慮とは何か？

合理的配慮とは、障がいのある学生等が、他の学生と平等に教育を受ける権利を確保するために、本学が行う必要かつ適当な変更及び調整です。障がい等の状況に応じて、個別に必要とされるものですが、本学の支援体制や財政面において、均衡を失したり、過度の負担となったりしないものをいいます。また、合理的配慮は、教育の目的・内容・評価の本質を変えずに提供されなければなりません。

Q2 相談窓口はどこ？

障がいのある学生や教職員等からの相談窓口は、以下の通りです。

- 板橋キャンパス：電話 03-3961-2079
学生支援センター学生支援課長
- 狹山キャンパス：電話 04-2952-1628
狭山学務部学務課長
※いずれも事務取扱時間内

Q3 相談から支援までの流れは？

大まかな流れは以下の手順となります。

- ①原則、本人からの相談・申請
- ②関連学科・部署等を含めての対応の検討
- ③支援内容の確認・了承・報告
- ④実際の支援の実施と評価

※個人情報保護に留意して対応します。

Q4 どんなことが差別になるのか？

障がいがあるということを理由にした以下のようないくつかの対応は、障害者差別や合理的配慮の不提供となり、障害者差別解消法の法令違反となることがあります。

【障がいを理由に拒否すること】

- 障がいがあることを理由に、受験拒否や入学拒否をすること
この他の場面としては、行事、式典、実習、フィールドワーク、学寮等が考えられます
- 事務窓口等で障がいを理由に、受付を拒否したり、対応順序を遅らせること
- 障がいがあることを理由に、授業受講の拒否や研究指導の拒否をすること

【合理的配慮等を提供しないこと】

- 「わがままを言っている」と、求められている内容を検討もせずに、拒否すること
- 合理的配慮等が提供されていることを理由に、課題やレポートの評価を不利に取り扱うこと



Q5 障がいのある学生等とは？

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含みます）、その他の心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁（バリアー）により継続的に、日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある在学生および本学への受験を希望する者をいいます。

Q6 どんな支援をするのか？

障がいのある学生等が希望した場合に、合理的配慮に基づく以下の支援に努めます。

- (1) 受験に関する支援
 - (2) 学修支援
 - (3) 学生生活支援
 - (4) 健康管理支援
 - (5) 進路支援
 - (6) バリアフリー等の環境改善
- また、キャンパス内の、エレベーター・手摺り・トイレ・スロープ・点字ブロック・自動扉・段差についての整備を計画的に行っていきます。

【バリアフリーマップ（参考）】

【板橋キャンパス】



【狭山キャンパス】

